



2015～2016年度

中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2015～2016年度
国際ロータリー・テーマ

世界へのプレゼントになろう
Be a gift to the world

国際ロータリー会長

K. R. ラビンドラン

国際ロータリー2720地区 **中津平成ロータリークラブ**

会長 辛嶋 崇 幹事 宇都宮 監 浩 会報担当 二反田 新一 クラブ広報委員長 二反田 新一

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

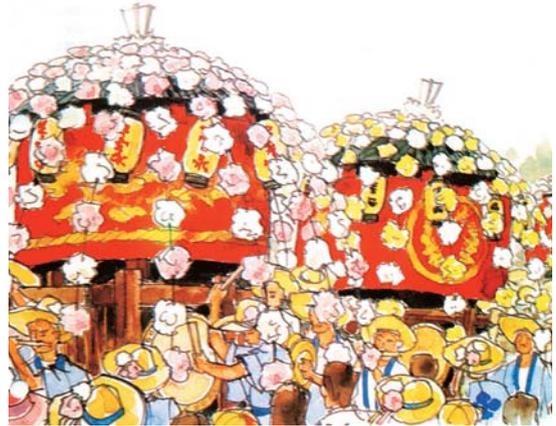
e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

第1227回例会 平成27年9月10日(木)

●本日の例会プログラム 「ホルムズ海峡とペルシヤ湾岸諸国について」
浦橋英男氏

◎次回例会プログラム



前回(1226回例会)の記録

平成27年9月3日(木)

■ゲスト

■ビジター

■出席報告

会員数	24名
免除者数	1名
対象者数	23名
本日出席者	19名
欠席者数	4名
出席率	82.61%

■1225回出席報告の修正

1225回欠席者	8名
メイクアップ	0名
欠席者	8名
修正出席率	65.22% → 65.22%

●メイクアップ

●欠席者

土居会員、梶谷会員、川崎会員、長野(定)会員
矢頭会員、小野会員

◎ロータリーソング 奉仕の理想

◎会長の時間 辛嶋会長

先週は梶原前会長にゴングを叩いていただきありがとうございました。私は暴力追放大分県民大会が中津文化会館で開催され、大会宣言を読む役目ということで早めに集まるよう言われて、仕方なく例会を欠席致しました様な次第です。



さて、今月は「基本的教育と識字率向上月間・ロータリーの友月間」です。識字率はわが国ではまず100%近くと言っていいほど普及していると思いますが、世界的には6,700万人の子供たちが教育を受けることができず、15歳以上では7億7,500万人の人々が読み書きできない

状態であるそうです。RIでは地域社会で教育を提供する体制を整え、教育の性差別をなくし成人に対する識字教育を支援しています。

また、「ロータリーの友」は今から63年前の1952年に当時日本のロータリーが1つの地区から2つの地区に分かれるとき両方の地区の将来的な交流を図るために発刊されました。その後1980年に国際ロータリーの公式地域雑誌の認定を受けて現在に至っており、1975年1月から現在まで40年間値上げせず1部200円を保っています。どうぞ「ロータリーの友」をぜひお読みになって下さい。

◎幹事報告 宇都宮幹事

●例会変更 宇佐RC、大分臨海RC、大分城西RC、大分キャピタルRC、大分1985RC

●週報受理 仙台平成RC、加古川平成RC



2015～2016年度

中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2015～2016年度
国際ロータリー・テーマ
世界へのプレゼントになろう
Be a gift to the world

●幹事報告

- ・ロータリーの友9月号
- ・ガバナー月信9月号
- ・青少年交換募集について

◎委員会報告

・渡辺会員

9月17日は観月例会になってます。出席のほどよろしくお願ひいたします。



・田長丸会員

出席報告



◎ニコニコボックス 担当：広報委員会

〔辛嶋会長〕暴絶に出席した際に、知事と警察署長と市長と同じ席で緊張しました。梶原さんには欠席してお世話になりました。



〔宇都宮会員〕風で、不動産屋さんからたくさん依頼が来て忙しかったです。



〔長野修士会員〕その不動産屋は私です。先日、中津のダイハツ九州アリーナでテコンドーの大会があり協賛いただきありがとうございました。



〔長野定生会員〕先週と先々週休んで申し訳ありませんでした。それと誕生日のプレゼントありがとうございました。私の誕生日を祝ってくれるのはこの会くらいです。



◎ゲスト卓話

「マイナンバー制度のポイント」

中津税務署長 石松規史氏

皆さんにマイナンバー制度を説明したいと思います。

来年1月から始まるのでぜひ知っておいてください。

1 給与所得者（従業員等）の手続

①給与所得者は、平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書から、給与所得者本人の個人番号を記載します。

※給与の支払者は、平成28年分の扶養控除等申告書の提出を平成27年中に受ける場合であっても給与所得者に対し、当該申告書に個人番号の記載を求めようとしても差し支えありません。

②給与所得者本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族についても、個人番号の記載が必要です。

2 給与の支払者（雇用主）の手続

①給与の支払者は扶養控除等申告書の提出を受ける際に、次のいずれかの書類により番号法に定める本人確認を行う必要があります。

- ・給与所得者本人の個人番号カード
- ・給与所得者本人の通知カード及び免許証などの写真付身分証明書

※給与所得者の本人確認は給与の支払者が行う必要がありますが、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は給与所得者が行うこととなります。

②給与の支払者は、平成28年1月以後に提出を受ける扶養控除等申告書から給与の支払者の、個人番号又は法人番号を記載します。

※給与の支払者の番号は扶養控除等申告書の提出を受けた後に記載しますが、法人番号については、一般に公表されているため、あらかじめ給与の支払者の法人番号を印字した扶養控除等申告書を給与所得者に配付することとしても差し支えありません。

（注）平成27年度税制改正に伴い、上記様式のイメージは今後変更が予定されています。

